

2025年度官民協働海外留学支援制度（新・日本代表プログラム）
「拠点形成支援事業」地域事業募集要項

【目次】

はじめに

1. 本事業の目的
2. 定義
3. 地域事業の目的及び中長期的戦略
4. 地域事業の概要
 - (1) 地域事業の実施体制
 - (2) 地域事業で支出する資金
 - (3) 地域事業の独自プログラム
5. 機構による地域事業実施支援
 - (1) 支援内容
 - (2) 支援期間
6. 支援予定地域事業数及び地域事業の選定方法
 - (1) 支援予定地域事業数
 - (2) 地域事業の選定方法
7. 地域事業計画の申請要件
 - (1) 申請者
 - (2) 地域事業の目的及び中長期的戦略
 - (3) 実施体制の整備
 - (4) 資金の管理体制
 - (5) プログラムの企画・実施
8. スケジュール
9. 派遣留学生、在籍高校等の要件
10. 申請書類の提出（第1次審査）
 11. 選定結果の通知
 12. 事業実績報告書の提出
 13. 支援の取り消し等
 14. 申請書類の提出先及び本件照会先

はじめに

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、意欲と能力のある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一歩を踏み出す機運を醸成することを目的として、2013年から官民協働により留学を促進する「トビタテ！留学 JAPAN」を推進しています。

その取り組みの一つとして第1ステージ（2013年度から2022年度）においては、約9,500人の高校生、大学生を官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」（以下、「日本代表プログラム」という。）の派遣留学生として採用しており、海外での多様な実践活動等を経験し、グローバル人材として成長を遂げています。さらに、2023年度からは、コロナ禍で大きく落ち込んだ日本人学生・生徒の海外留学者数をいち早くコロナ禍前の水準に回復することを目指し、新たなビジョンとコンセプトを掲げた第2ステージ（2023年度から2027年度）を実施しています。

また、教育未来創造会議第二次提言（2023年4月27日）においても、2033年までに日本人学生・生徒の海外留学者数を全体で50万人にまで引き上げることを目指すとしており、「トビタテ！留学 JAPAN」の発展的推進に取り組むこととされています。

このような状況を踏まえ、第2ステージでは、「日本代表プログラム」の基本理念やコミュニティを受け継ぎつつ、より発展的に進化した事業として、将来、「社会にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」（高校生等）や、「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」（大学生等）として日本の未来を創る人材を育成する官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」（以下、「新・日本代表プログラム」という。）を推進しており、特に若い時期の海外経験を将来の留学に繋げるために、高等学校段階からの留学の機運醸成・支援を強化することとしています。

このため、新・日本代表プログラムの中で、全国から募集する高校生等を対象とした「新・日本代表プログラム」【高校生等対象】（以下、「【高校生等対象】」という。）に加え、新たに、高校生等を対象に地域の将来をリードし得るグローバル人材の育成に取り組む留学モデル拠点地域を都道府県単位で全国に作る「新・日本代表プログラム」【拠点形成支援事業】（以下、「本事業」という。）を実施し、参加地域を下記の通り募集します。

高校生等が対象の新・日本代表プログラムでは、海外での「異文化体験」や「探究活動（※）」を伴う留学を推奨することにより、多様な経験と、自ら考え行動できるような越境体験の機会を提供します。生徒等が自ら立案・作成した計画に基づいた自由な留学を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生から成るネットワーク（以下「派遣留学生ネットワーク」という。）を形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

（※）探究活動とは、自らの興味、関心に基づいて問いまたは課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく活動のことです。自ら「問い」や課題を設定し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出すという「探究心」を大事にしながら行う学修活動です。

1. 本事業の目的

本事業は、高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に作り、地域の将来をリードし得るイノベーティブなグローバル人材育成のため、地域課題等を自分事として捉え、海外留学を通じて探究する人材を、地域において育成することを目的としています。

地域の産学官が共創し、海外留学と事前・事後オリエンテーションを組み合わせたプログラムの設計及びその実施のために必要となる体制の整備や資金の確保を行い、将来的に持続性のある事業の構築を目指すものです。

機構は、採択された地域への立ち上げ支援として、地域の資金支出額に応じて、全国の支援企業からの寄附金をもとに、高校生等に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

本事業で採用された高校生等は、「新・日本代表プログラム」の派遣留学生として、派遣留学生ネットワークや事前・事後研修等に参加することになります。また、採択された地域は、グローバル人材育成コミュニティに参画することによって、より幅広い人材育成を目指すものとなります。

2. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、事業が実施される都道府県内の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第3学年以下に限る。）及び専修学校の高等課程（以下「高校等」という。）に在籍する日本人生徒等（以下「生徒等」という。）で、本事業に採用され奨学金等の支援を受ける生徒等をいいます。

また、本事業を実施する際の「地域」の単位は、都道府県とします。

3. 地域事業の目的及び中長期的戦略

本事業では、海外留学及び事前・事後オリエンテーションを組み合わせた「プログラム」、及びそれを実施するにあたり必要となる「体制」及び「資金」を兼ね備えた地域が実施する事業を「地域事業」とし、機構による支援の対象とします。

地域事業は、地域の将来をリードし得るイノベーティブなグローバル人材育成を目的としたものです。地域として抱えている課題を踏まえて、地域事業を通じて達成を目指す目的・目標を設定してください。

また、地域事業は、支援期間終了後も自立的かつ継続的に運営し、発展していくことが求められます。地域事業の中長期的な戦略を併せて立案してください。

4. 地域事業の概要

地域事業には、以下の（1）から（3）を含めるものとします。

（1）地域事業の実施体制

① 地域協議会の設置

地域事業の実施主体は、各地域を支援する地域の企業及び地域の企業を構成員とする経済団体（以下「地域企業等」という。）、地方公共団体、高等学校、高等教育機関、その他高等学校段階からのグローバル人材の育成に関心を持つ団体等により構成されるコンソーシアム（以下「地域協議会」という。）とし、地域協議会の代表者は、都道府県の知事又は教育長（以下、「知事等」という。）とします。

また、事業全体の統括・運営を担う事務局は都道府県または法人格を有する団体に設置することとします。

② 地域協議会の役割

プログラムを運営するために、地域協議会が担う役割は次のとおりです。

(ア) プログラムの企画・運営

- ・プログラム全体のコンセプト・テーマの策定
- ・事前・事後オリエンテーションの実施
- ・派遣留学生を対象とした事後報告会の開催
- ・海外留学プログラムの企画・運営

(イ) 派遣留学生の募集及び選考

(ウ) 派遣留学生の留学計画変更申請の承認

(エ) 派遣留学生の学修・実習計画実行の管理及び支援

(オ) 地域企業等からの寄附金の募集・受入れ

(カ) 派遣留学生への奨学金等の支給

(キ) 地域事業の運営資金の管理

(ク) 地域事業の実施に関する広報

(ケ) 機構への事業実施報告

(2) 地域事業で支出する資金

地域事業を実施する地域協議会は、採択2年目、3年目において、派遣留学生への奨学金等や運営経費に充てる資金として、原則10社以上の地域企業等からの寄附金並びに地方公共団体及び教育機関等からの資金を原資として、毎年度500万円以上の支出が可能である状態を実現してください。(地域の経済団体が資金を拠出する場合は、経済団体の構成員の数を地域企業等として数えることとする。)

なお、地方公共団体及び教育機関等からの資金の拠出は、地域が支出する奨学金等や運営経費全体の2分の1以内とします。地域協議会は、下記5.に記載する機構からの交付金を合わせて、適切に管理してください。

① 奨学金等

本事業では、派遣留学生に対する支援として、奨学金及び留学準備金(以下「奨学金等」という。)を支給します。奨学金とは、留学計画の実行にかかわる現地活動費及び授業料相当額をいい、留学準備金は、新・日本代表プログラムで実施する全国の事前・事後研修参加費、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学準備にかかる費用の一部をいいます。(詳細は該当する期の【高校生等対象】の募集要項を参照のこと。)

② 運営経費

地域協議会は、地域事業を実施するために必要となる人件費や事務経費等の運営経費を確保してください。

(3) 地域事業の独自プログラム

① 地域事業を通じて育成したい人材像

新・日本代表プログラムでは、派遣留学生が将来「社会にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」として、次のような人材として活躍することを期待しています。

- 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自ら課題を発見し解決できる資質を持った人材
- 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材
- 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材
- 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会において活躍できる人材

② プログラムで求められる派遣留学生の人材像

新・日本代表プログラムでは、次のような人材を求めます。

- (ア) 日本の未来を創る将来のグローバル探究リーダーとして、留学を通じて以下に掲げる素養を身に付ける意欲を有する人材
- 世界の人々との交流を通じて得た学びから、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする意欲
 - 独自の視点や考えを有し、社会のために貢献しようとする志
 - 好奇心を原動力にして、自由な発想で新たな価値を創造する力
 - 探究心を持ち続け、視野を広げ情報収集しようとする姿勢
 - 失敗を恐れず、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける強い気持ち
 - 自らリーダーシップを発揮し、周囲を巻き込む力
 - 多様な人々と真摯に向き合い、対話して協働する姿勢
- (イ) 「新・日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材
- (ウ) 「新・日本代表プログラム」で実施する事前・事後研修、活動報告、報告会、派遣留学生ネットワーク等における諸活動に主体的に参加する人材
- (エ) 留学先において日本や日本の地域の良さを発信する「アンバサダー活動」を行い、留学中や帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する「エヴァンジェリスト活動」に主体的に参画する人材

地域事業では、上記に加え、地域独自の人材像を加えることが可能です。さらに、以下の要素を加えることもできます。

- (オ) 在籍高校等を卒業後、地域の高等教育機関に進学する、地域の企業等に就職する等、当該地域の発展に貢献することを希望する人材 (※)

※ただし、当該派遣留学生が卒業後に地域の高等教育機関に進学しなかった場合又は地域の企業等に就職しなかった場合に、支給済みの奨学金等の返還を求めることを要件として設定することはできません。

③ プログラムの内容

地域事業にて実施するプログラムは、以下の内容によって構成されることとします。

(ア) 事前オリエンテーション

派遣留学生に対するプログラムの趣旨・目的・課題の理解、課題の遂行に必要となる事前知識の習得のための1日以上オリエンテーションの実施

(イ) 海外留学

① 留学期間

地域に貢献するための知識・スキルを得るとともに、地域の発展に必要となる「グローバル」な視点を養うための、派遣留学生による海外での14日以上124日以内の「探究活動」を伴う留学

② 実施するコース

マイ好奇心探究コース、社会課題探究コース、STEAM 探究コース、スポーツ・芸術探究コース、地域探究コースの5つのコースを募集・選考します。「地域探究コース」については地域独自で募集内容を設定してください。なお、「地域探究コース」については複数人によるチームでの応募を受け付けることも可能です。

(ウ) 事後オリエンテーション

派遣留学生が地域について深く理解し、地域の活性化・地域への貢献方法を主体的に考察・検討できるよう、1日以上オリエンテーションの実施

(エ) 事後報告会

派遣留学生による活動報告、地域の活性化・地域への貢献のための提案発表等を行う1日以上報告会の実施

また、派遣留学生は(ア)～(エ)に加えて、「新・日本代表プログラム」で実施する全国の壮行会、事前・事後研修等の活動にも参加することが求められます。

※海外留学前に地域協議会主催による「壮行会」の開催も推奨しています。

④ プログラムの実施時期・期間

採択された地域は支援期間の終了まで、【高校生等対象】の年に1回の生徒等の募集の実施時期と合わせて、生徒等の募集を2年間行うこととします。採択初年度については、次年度から始める生徒等の募集の準備期間とします。準備期間を含め、支援期間は原則3年間となります。

機構の実施する壮行会・事前研修と日程が重なることのないよう、プログラムのスケジュールを設定してください。

5. 機構による地域事業実施支援

(1) 支援内容

機構は、地域協議会が地域事業を実施するに当たり、次のような支援を行います。

なお、全国の支援企業等から受け入れた寄附金を財源とした、奨学金等と運営経費に対する交付金の合計金額は年間1,250万円を上限とします。ただし、初年度は200万円を上限とします。

① 奨学金等の交付

派遣留学生の奨学金等として、地域協議会が派遣留学生に支給する金額の2分の1の金額を交付します。交付の金額は、次のとおりです。

費目	機構が交付する金額
奨学金	地域協議会が派遣留学生に支給する金額の2分の1の金額
留学準備金（往復渡航費等）	地域協議会が派遣留学生に支給する金額の2分の1の金額

② 運営経費の交付

地域事業の運営に必要な経費について、奨学金等の交付とは別に地域協議会が支出する金額の2分の1を地域協議会に交付します。ただし、初年度については200万円を上限とします。

なお、支援の対象となる運営経費は、地域事業の遂行に直接必要な経費です（費目については、別紙を参照のこと）。申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、支援期間終了後も地域事業が継続できるよう、支援期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

また、経費の取扱いについては、採択決定後に送付する「拠点形成支援事業」地域事業交付金交付要綱にしたがって適切に管理することが求められます。

③ 広報

地域事業の実施計画や成果を、機構が発行する広報媒体（ウェブサイト等）を通じて全国に発信をします。また、「トビタテ！留学 JAPAN」の広報重点地域として、地域における留学促進に向けた広報活動を行います。

④ グローバル人材育成コミュニティへの参画

地域協議会は、機構が運営するグローバル人材育成コミュニティに参加できます。支援期間終了後も継続して参加することが可能です。

⑤ 連絡協議会の形成

機構は、地域協議会が相互に支えあい情報交換できる場を提供します。支援期間終了後も継続して参加することが可能です。

(2) 支援期間

支援期間は、原則3年間としますが、支援期間終了後も、地域事業を継続することが求められます。

6. 支援予定地域事業数及び地域事業の選定方法

支援の対象となる地域事業の選定は第1次及び第2次審査の二段階方式にて行います。

(1) 支援予定地域事業数

2025年度は最大7件の地域事業を選定する予定です。

(2) 地域事業の選定方法

① 第1次審査

実施体制、資金計画及び地域で実施する地域事業の基本的な考え方について記載した「事業実施計画書」の書面審査を機構に設置する選考委員会において行い、第1次審査通過地域事業を選定します。

② 第2次審査

第1次審査通過地域は、地域協議会の構成員の間で、実施するプログラムの詳細を検討し、「事業実施計画書」（様式は第1次審査通過地域の決定後配布）を提出してください。

第2次審査では、「事業実施計画書」の書面審査及び別途通知する日程にて実施する面接審査の結果に基づき、選考委員会において採択する地域事業を選定します。

面接審査では、「事業実施計画書」に沿ったプレゼンテーション（15分程度）及び選考委員による質疑応答（15分程度）を行います。

なお、期日までに「事業実施計画書」が提出されない場合は、第1次審査の選考通過は取り消しとなります。

7. 地域事業計画の申請要件

地域事業の採択を希望する地域は、地域としてのグローバル人材育成の目標と戦略に基づいた「事業実施計画書」を提出してください。「事業実施計画書」には、「地域事業の目的及び中長期的戦略」、「実施体制の整備」、「資金の確保・管理」、「独自プログラムの設計」を記載してください。また、第1次及び第2次審査における評価の方針については、「拠点形成支援事業」地域事業審査方針を参照してください。

(1) 申請者

申請は、第1次及び第2次審査ともに、地域協議会の代表者である知事等が機構の理事長宛てに行うこととします。

(2) 地域事業の目的及び中長期的戦略

地域として本事業に応募した理由や背景、またそれに基づいて、地域事業を通じて達成したい目的・目標を設定してください。さらに、地域協議会は、3年間の支援期間が終了した後、自立かつ継続的に運営し、発展していくことが求められることから、どのように地域事業を継続させていくかという事業の中長期的戦略を検討・策定する必要があります。体制、資金、プログラムそれぞれの観点において、地域の考える自立・継続・発展の方法を示してください。

(3) 実施体制の整備

地域事業の実施主体となる地域協議会は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 地域企業等、高校等、高等教育機関、地方公共団体の産学官が連携した組織であること。
 - 地域企業等

当該地域に本社又は支社が所在する、又は当該地域との何らかのかかわりをもつ企業及び地域の経済団体とし、参加の可否は地域の判断によるものとします。

- 高校等
当該地域に所在する高校等の代表者で構成された組織が参画すること。
 - 高等教育機関
当該地域に所在する複数の高等教育機関が参画すること。
 - 地方公共団体
都道府県とします。政令指定都市、中核市及び市町村が参画することも可能です。
- ※ その他高等学校段階からのグローバル人材の育成に関心を持つ団体等
当該地域に関係する団体等が参画することも可能です。

② 都道府県または法人格を持つ団体に事務局が設置された組織であること。

プログラムの実施、寄附金や機構が交付する資金の受入れ、奨学金等の支給等の資金管理は、事務局が設置されている都道府県または法人格を有する団体が担うものとします。都道府県以外の法人格を有する団体に事務局を設置する場合は、地域事業を確実に運営するにあたり、留学支援等の専門性を有するとともに都道府県と連携し十分な業務体制が整っていることとします。

③ 原則、奨学金等にあたる資金を拠出できる地域企業等が10社以上参加していること。(地域の経済団体が資金を拠出する場合は、経済団体の構成員の数を地域企業等として数えることとする。)

(4) 資金の管理体制

地域協議会は、地域事業の実施に必要となる資金を確保し、機構からの交付金も含めた資金の収支計画及び管理方法について設計してください。なお、奨学金等や運営経費に充てる資金については以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 原則、10社以上の地域企業等からの寄附金および地方公共団体及び教育機関等からの資金を原資として、毎年度500万円以上の支出が可能である状態を実現すること。
- ② 地方公共団体及び教育機関等から拠出する場合は、その合計が地域支出合計の2分の1以内であること。

(5) プログラムの企画・実施

地域事業で達成したい目的・目標に沿って、地域独自のプログラムを設計・立案してください。申請の際には、以下の項目について言及する必要があります。

- ・プログラムの概要
- ・対象となる生徒等
- ・プログラムを通じて育成したい人材像及び生徒等に期待する成果
- ・プログラムの具体的な内容
 - 留学プログラムの目的、概要（留学期間、留学先）
 - 壮行会・事後報告会の内容

- 事前・事後オリエンテーションの実施・実施期間

8. スケジュール

地域事業に関する主なスケジュールは以下の予定です。

2024年度

9月26日	説明会
1月7日	支援対象地域の募集開始
3月31日	申請応募締切り

2025年度

4月下旬	支援対象地域の選定（第1次審査）
6月上旬	支援対象地域の事業実施計画書締切り（第2次審査）
6月下旬	面接審査（第2次審査）
7月中旬	支援対象地域の確定／採択の通知
10月中旬以降	派遣留学生の募集開始

9. 派遣留学生、在籍高校等の要件

派遣留学生、在籍高校等の要件については、【高校生等対象】の募集要項を参照してください。
【高校生等対象】との併願可否については各協議会にて判断してください。なお、地域協議会は、【高校生等対象】で採用となった派遣留学生に、採用通知を出すことはできません。【高校生等対象】で採用になった派遣留学生は、地域協議会では不採用とする必要があります。

10. 申請書類の提出（第1次審査）

(1) 申請書類

地域事業の採択を希望する地域は、地域としてのグローバル人材育成の目標と戦略に基づき、次に掲げる申請書類を機構理事長に申請してください。

- ・申請提出書（Word ファイル、PDF ファイル）
- ・事業実施計画書（Word ファイル、PDF ファイル）

事業実施計画書は、別添「申請書類作成要領」に基づき、地域事業の「地域事業の目的及び中長期的戦略」、「実施体制の整備」、「資金の確保・管理」、「独自プログラムの設計」を記載してください。

(2) 申請書類の提出期限

【電子メール】 2025年3月31日（月）17:00 必着

※申請書類は、別添「申請書類作成要領」に基づき、提出してください。

なお、いかなる理由があっても、提出された申請書類は返却しません。

(3) その他

質問等がある場合は下記の照会先までお問い合わせください。第2次審査の詳細については、第1次審査通過地域に対して別途通知します。

11. 選定結果の通知

(1) 第1次審査

2025年5月下旬（予定）を目途に文書で通知します。

(2) 第2次審査（採択地域事業の決定）

2025年7月中旬（予定）を目途に文書で通知します。

1.2. 事業実績報告書の提出

採択された地域事業には、事業計画の達成状況を記載した事業実績報告書及び交付金会計報告等を毎年度機構に提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は、採択地域に対して別途案内します。

1.3. 支援の取り消し等

機構は、地域事業の適正な執行及び実施による成果等を確認するため、当該採択事業を実施した地域協議会、派遣留学生及び在籍高校等に対して必要な報告等を求め、機構職員に検査等をさせる場合があります。

また、「事業計画どおりに実施されなかった場合」、「是正を求め、実施が見込めないと判断した場合」等、支援の対象として不適切と機構が判断した場合は、支援を打ち切り、機構が当該地域に交付した資金の返還を求めることもあります。

1.4. 申請書類の提出先及び本件照会先

文部科学省官民協働海外留学創出プロジェクト

独立行政法人日本学生支援機構 グローバル人材育成部グローバル人材育成企画課

拠点形成支援事業担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (内線: 4939)

Email : tobitate-ltg@mext.go.jp

(別紙)

運営経費について

運営経費の対象となる経費は、地域事業の実施に直接必要な以下の経費とする。

- 消耗品費
図書・書籍、事務用品等の消耗品の経費
※派遣留学生の教科書等通常学生が負担すべき費用については、対象外とする。
- 人件費
事務局職員等の人件費
- 謝金
専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人に対する謝礼に要する経費
- 旅費
国内旅費、外国旅費、招へい旅費等
- 業務委託費
業務委託に要する経費
- 印刷製本費
資料等の印刷、製本に要する経費
- 会議費
会議、報告会等の開催に要する経費
※報告会等は事業目的と照らして過度に華美としないようにすること。
- 通信運搬費
物品の運搬、通信・電話料(地域事業に係る経費として明確に区分計上できる場合)、振込手数料
(交付金の返戻にともなう機構への振込手数料は含まない)等に要する経費
- 支払賃借料
物品等の借損及び使用、施設・設備使用に要する経費
- 広告宣伝費
広報に要する経費
- 雑費
その他上記に分類できない経費

なお、地域事業の遂行に直接関係のない経費(酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、地域事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等)には使用することはできない。また、地域事業の実施に係る経費であっても、固定資産(取得価格税込10万円以上かつ法定耐用年数1年以上)の取得については対象外とする。